

(案)

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通協議会において協議が調っていることの証明書

令和6年2月7日付け所沢市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

所沢市内循環バス(ところバス)

路線の新設及び廃止：西路線 新所沢・狭山ヶ丘コース他

経路の変更：東路線 松井循環コース

路線の廃止：北路線 富岡循環コース

(運行事業者：西武バス株式会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別添の運行系統図のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年10月1日から実施

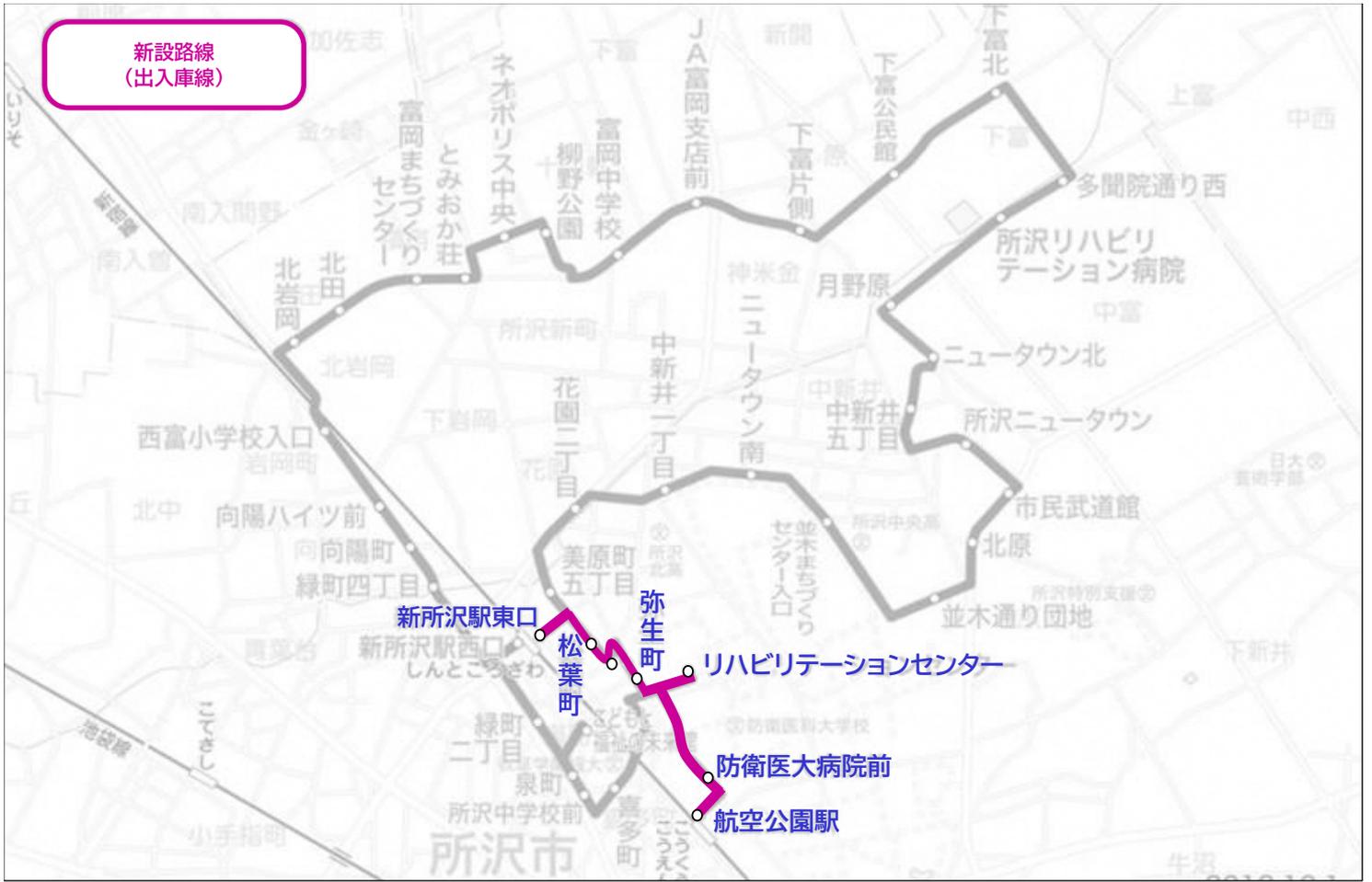
令和6年2月7日

所沢市地域公共交通協議会

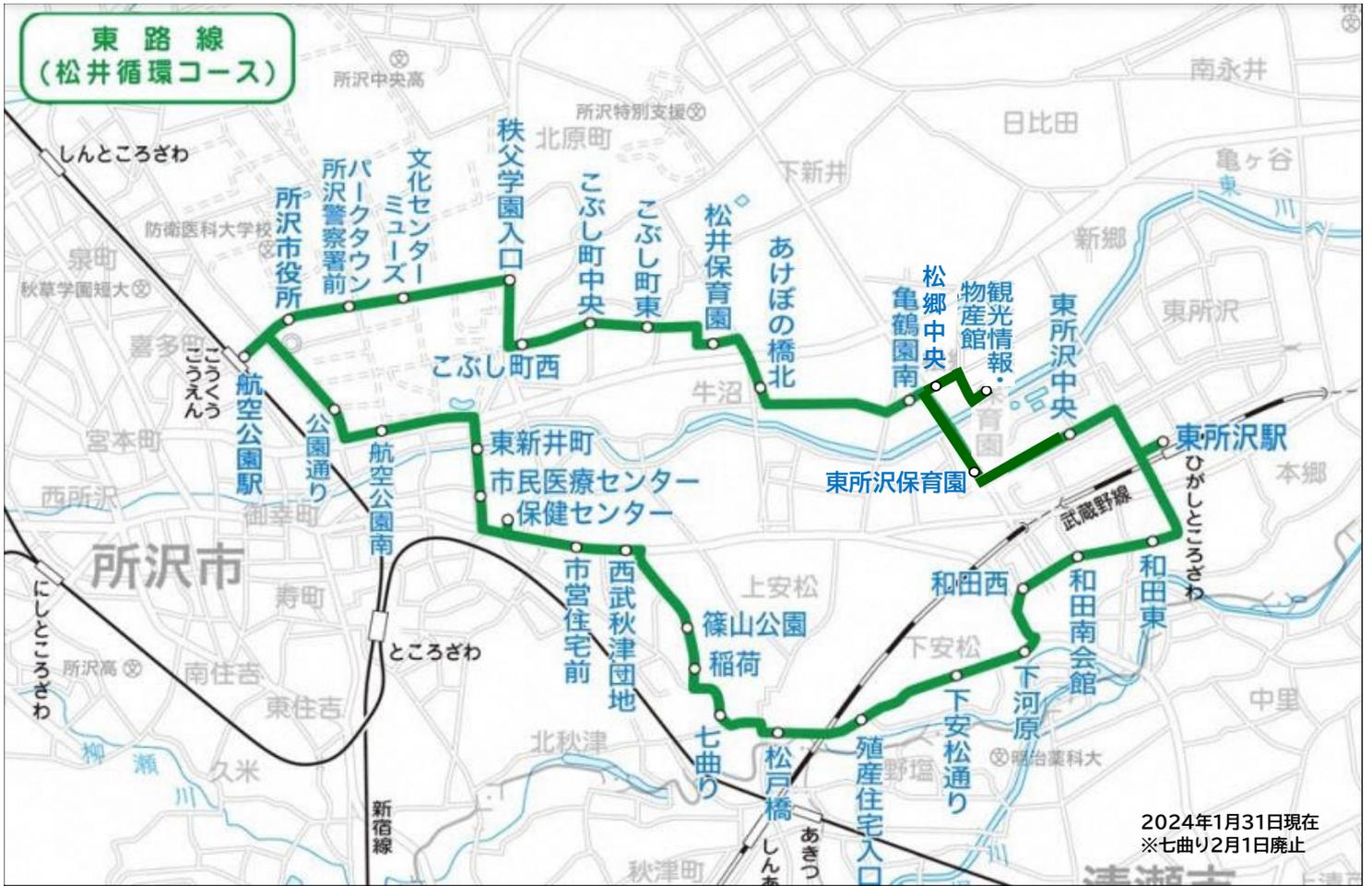
会長 尾崎 晴男



	色別	系統番号	起 点	経 由 地	終 点	料 程
新設	運行系統 —————	所沢 102-4 (仮)	新 所 沢 駅 西 口	緑町四丁目 (仮称) 向陽町西	小 手 指 駅 北 口	往 3.40km 復 3.40km



	色別	系統番号	起 点	経 由 地	終 点	料 程
新設	運行系統 —————	所沢 113 (仮)	航空公園駅	リハビリテーションセンター	新所沢駅東口	往 2.35km 復 2.35km



2024年1月31日現在
 ※七曲り2月1日廃止

色別	系統番号	起 点	経 由 地	終 点	料 程
新設 	所沢 112 (仮)	航空公園駅	所沢市役所 観光情報・物産館	航空公園駅	往 13.35km
					復 13.35km